

日本運動器看護学会誌投稿規定

平成 18 年 4 月 15 日改正 平成 20 年 3 月 15 日改正
平成 18 年 7 月 1 日改正 平成 21 年 3 月 15 日改正
平成 19 年 3 月 17 日改正 平成 25 年 1 月 27 日改正

1. 投稿者の資格

本誌への投稿者（共著者を含む）は、日本運動器看護学会会員に限る。但し、日本運動器看護学会学術集会の講演者で本学会編集委員会から原稿を依頼された場合はその限りでない。

2. 投稿原稿のテーマ

本誌への投稿原稿のテーマは、運動器看護およびその関連領域とする。

3. 投稿原稿の種類

- 1) 投稿原稿は、国内外の他の出版物に未投稿、未発表のものに限る。
- 2) 投稿原稿は、以下の区分に基づいてその種類を明記して投稿する。
 - (1) 総説：運動器看護に関する特定のテーマについての文献を分析し、総合的に解説したもの
 - (2) 解説：運動器看護に関する特定のテーマについての知見を論述したもの
 - (3) 原著：運動器看護に関する研究論文のうち、独創性が高く、新たな知見が論理的に展開され、研究論文として形式が整っているもの
 - (4) 研究報告：運動器看護に関する研究論文のうち、内容・論文形式ともに原著には及ばないが、研究として発表する意義あるいは価値があるもの
 - (5) 実践報告：運動器看護の実践のうち、新規性があるなど紹介することが運動器看護の発展に寄与し、会員の参考になるもの。事例報告を含む。
 - (6) 資料：運動器看護に関するデータや提案など紹介することが運動器看護の発展に寄与し、会員の参考になるもの
 - (7) その他、編集委員会が必要と認めたもの

4. 投稿方法

- 1) 投稿原稿は以下の執筆要項に準じたものとする。
- 2) 投稿原稿には、表題、キーワード（3 語程度）、著者名と会員番号、所属機関名、メールアドレス、希望する原稿の種類、図表、写真等の各枚数、別刷希望部数を記した表紙を添付する。
- 3) 投稿原稿は、本文、図表・写真のいずれも 3 部（うち 2 部は著者名・所属を消したもので、複写でもよい）およびそれらを保存した電子媒体を送付する。
- 4) 原稿の送付にあたっては、封筒の表に「日本運動器看護学会誌原稿」と朱書きし、下記宛に書留または書留扱いの方法で送付する。

< 寄稿先 > 日本運動器看護学会誌編集事務局

株式会社アクセライト

〒 113-0033 東京都文京区本郷4-1-5 石渡ビル5F

E-mail jsmn@accelight.co.jp

TEL 03-6801-8103 FAX 03-6801-6091

- 5) 査読後の最終投稿原稿は、本文、図表・写真を 1 部ずつ印刷したものと、それらを保存した電子媒体を事務局に書留扱いで送付する。
- 6) 投稿された論文（原稿および電子媒体）は、理由の如何を問わず返却しない。

5. 投稿原稿の受付および採否

- 1) 投稿は随時原稿を受付ける。原稿が到着した日を受付日とし、到着順に受付番号を付し、投稿を受付けた旨、返信する。
- 2) 投稿原稿の会誌掲載は査読を経て編集委員会が決定し、査読結果を返信する。
- 3) 査読者の判定によっては、原稿の修正あるいは原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 4) 8 月末日までに会誌掲載が決まった投稿原稿は、原則としてその年度の学会誌（4 月発刊予定）に掲載する。

6. 原稿の執筆要領

- 1) ワードプロセッサを用い、A4 用紙に 1200 字（40 字×30 行横書き）になるように作成する。
- 2) 書体は標準の明朝体 10.5 ポイントとし、新仮名遣い、常用漢字を用いる。
- 3) 外国語はカタカナで表記する。但し外国人名、日本語訳が定着していない学術用語などは、活字体の原綴を用いてもよい。
- 4) 一編の枚数は、本文、文献、図表を含めて以下の枚数以内とする。
 - (1) 総説または解説：原稿 10 枚以内（仕上り 5 ページ以内）
 - (2) 原著：原稿 12 枚以内（仕上り 5 ページ以内）
 - (3) 研究報告：原稿 12 枚以内（仕上り 5 ページ以内）
 - (4) 実践報告・資料等：原稿 8 枚以内（仕上り 4 ページ以内）
- 5) 標題、キーワード、著者名、所属機関名は和文とともに英文もつける。
- 6) すべての論文に 400 字程度の和文要旨をつける。英文要旨も加えることができる。
- 7) 図、表、写真は、それぞれ 1 から順に通し番号をつけ、本文末に添付するとともに、挿入希望位置を本文原稿の右欄外に朱書きする。
- 8) 文献の記載方法は下記に従う。

- (1) 文献については、本文中の引用箇所（著者名、発行年）を表記する。著者が複数の場合、文中では、3名まで記載し以下は「他（英文では et al.）」と表記し、文末の文献リストには、すべての著者の氏名を記載する。
- (2) 文献リストは、本文末に筆頭著者名のアルファベット順に列記する。
- (3) 文献リストは、文献の種類に応じて以下のよう

・雑誌

著者名（発行年）. 論文の表題, 雑誌名, 巻（号）, 頁-頁.

例：

坂本雅代・前田智子（2002）. 脊髄損傷者の受傷による苦悩から立ち直りに向けた意識が変化する要因, 看護研究, 35（5）, 63-73.

・書籍

著者名（発行年）. 書名（版）, 出版社名, 発行地（外国の場合のみ）, 頁-頁.

例：

木下康仁（1999）. グラウンデッド・セオリー・アプローチ, 弘文堂, 120-125.

・書籍の一部

著者名（発行年）. 章のタイトル,（編者）書名, 出版社, 発行地（外国の場合のみ）, 頁-頁.

例：

黒田裕子（1994）. 看護研究—スタッフを指導するために,（荒井蝶子他監修）看護管理シリーズ8, 日本看護協会出版会, 13-21.

・翻訳書

原著者名（原書発行年）/訳者名（訳書発行年）. 訳書名（版）, 出版社, 頁-頁.

例：

Pope, C., & Mays, N.（2001）/大滝純司訳（2001）. 質的研究実践ガイド, 医学書院, 74-85.

Benner, P., Hooper-Kyriakidis, P.L., & Stannard, D.（1999）/井上智子監訳（2005）. ベナー看護ケアの臨床知—行動しつつ考えること, 医学書院, 92-97.

7. 著者が負担すべき費用

- 1) 論文掲載料は原則として無料とする。
- 2) 別刷はすべて著者の実費負担とする。
- 3) その他、写真使用等による特別な費用が必要な場合には著者負担とする。

8. 著作権

日本運動器看護学会誌に掲載された論文等の著作権は、原則として本学会に帰属し、掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁じる。最終原稿提出時、委員会より提示する著作権譲渡同意書に、共著者共に自筆署名し提出する。ただし、特別な事情により原則が適用できない場合は、著者と本学会との間で協議のうえ措置する。

注：・依頼論文等であり、その内容が著者個人ではなく著者の所属する法人等に係わるもので、著作権の本学会への帰属に関し当該法人等の了解が得られない場合。

・特別講演記事などで著者の了解が得られない場合。

附則

この規定は、平成17年9月10日から施行する。

この規定の改正は、編集委員会、理事会の協議を経て行うものとする。

この規定の改正は平成18年4月15日から施行する。

この規定の改正は平成18年7月1日から施行する。

この規定の改正は平成19年3月17日から施行する。

この規定の改正は平成20年3月15日から施行する。

この規定の改正は平成21年3月15日から施行する。

この規定の改正は平成25年1月27日から施行する。